

観 第 02001 号  
令和 2 年 5 月 7 日

一関市監査委員 小 川 四 郎 様  
一関市監査委員 佐 藤 重 様  
一関市監査委員 小 山 雄 幸 様

一関市長 勝 部 修

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 4 月 17 日付け監第 01006 号で通知のあったこのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

観光物産課定期監査

（令和 2 年 1 月 17 日実施）

監査の結果	措置状況等 （措置の状況を具体的に記載のこと）
<p><b>【注意事項】</b></p> <p>ア 公金の徴収又は収納の事務の私人への委託について、告示及び公表を行っていなかった事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。</p> <p>イ 私人へ徴収委託した施設使用料について、受託者が押印した領収印に不適切な事例が見られたことから、適正な事務の執行を求める。</p>	<p>ア 公金の徴収又は収納の事務の私人への委託について</p> <p>(1)改善・是正の状況 令和元年度分について、徴収委託の期間は、4月20日から11月5日までであり、委託期間を経過していることから、告示等はありませんでした。令和2年度においては私人に徴収の委託を行ったことについて告示を行い、是正しました。</p> <p>(2)事の原因 須川温泉地施設の管理業務を私</p>

人に委託した際に、使用料についても併せて徴収委託を行ったが、地方自治法施行令の確認もれがあり、告示を行わなかったもの。

(3)今後の再発防止策の内容

令和2年度以降、私人への徴収委託に係る事務処理を適正に行うため、係長が中心となり、再発防止策として、事務処理マニュアル「公金の徴収を私人に委託したときの事務処理について」を作成し、課内会議や係会議の際にマニュアルの説明を行い、共通理解を図りました。また、人事異動等には、引継書に添付することを課内で申し合わせいたしました。

イ 私人へ徴収委託した施設使用料について

(1)改善・是正の状況

監査の指摘を受け、徴収委託を行った場合の領収印は受託者の印となることについて、行政実例「徴収委託に納入通知書の発行」等により確認し、令和2年度の業務委託契約締結の際に受託者に対して、その説明を行い是正しました。

(2)事の原因

須川温泉地施設使用料の徴収業務については、平成28年度まで市の臨時職員が直接行っていたが、平成29年度から徴収委託をした際に、領収印等の取扱いについて、受託者と市との相互の確認が徹底されなかったものです。

(3)今後の再発防止策の内容

上記ア(3)と同様に再発防止策を講じました。